



島根県報

令和2年3月10日（火）

号外第21号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県核燃料税条例の施行期日を定める規則	(税 務 課)	3
島根県核燃料税条例施行規則	(")	3
島根県産業廃棄物減量税条例の施行期日を定める規則	(")	10
島根県産業廃棄物減量税条例施行規則	(")	10

公布された条例等のあらまし

◇島根県核燃料税条例の施行期日を定める規則（規則第12号）

島根県核燃料税条例の施行期日は、令和2年4月1日とすることとした。

◇島根県核燃料税条例施行規則（規則第13号）

1 規則の概要

- (1) 核燃料税の賦課徴収に関する文書の様式を定めることとした。（第2条第1項関係）
- (2) 核燃料税の賦課徴収の手続等について島根県県税条例施行規則の定めるところによることとした。（第2条第2項関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇島根県産業廃棄物減量税条例の施行期日を定める規則（規則第14号）

島根県産業廃棄物減量税条例の施行期日は、令和2年4月1日とすることとした。

◇島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（規則第15号）

1 規則の概要

- (1) 課税免除される産業廃棄物は、市町村（市町村の組合を含む。）の条例により搬入を認められている産業廃棄物のうち、処理費用を徴収されないものとした。（第2条関係）
- (2) 課税標準である産業廃棄物の重量は、1,000分の1トン未満の端数を切り捨てることとした。（第3条関係）
- (3) 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合において換算して得た重量とすることができる要件は、産業廃棄物の容量の計測が可能であることとした。（第4条関係）
- (4) 換算して得た重量は、産業廃棄物の種類に応じて定めた換算係数を当該産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とすることとした。（第5条関係）
- (5) 産業廃棄物減量税の賦課徴収に関する文書の様式を定めるとともに、各申請又は届出の期限等を定めることとした。（第6条・第7条・第9条―第12条・第14条第1項関係）
- (6) 特別徴収義務者に対し徴収猶予する場合の担保の提供を免除する要件は、徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該申請日前3年以内に産業廃棄物減量税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近の同税の納入状況から徴収猶予期間内に猶予税額を納入することが確実に認められることとした。（第8条第1項関係）
- (7) 担保提供手続について、地方税法施行令第6条の10の規定を準用することとした。（第8条第2項関係）
- (8) 帳簿等への記載事項は、産業廃棄物の搬入年月日、産業廃棄物の種類及び重量又は容量、課税免除される産業廃棄物の種類及び重量又は容量、産業廃棄物の最終処分委託者の氏名又は名称並びに産業廃棄物管理票の交付番号とすることとした。（第13条関係）
- (9) その他産業廃棄物減量税の賦課徴収の手続等について島根県県税条例施行規則の定めるところによることとした。（第14条第2項関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

規

則

島根県核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第12号

島根県核燃料税条例の施行期日を定める規則

島根県核燃料税条例（令和元年島根県条例第9号）の施行期日は、令和2年4月1日とする。

島根県核燃料税条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第13号

島根県核燃料税条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、島根県核燃料税条例（令和元年島根県条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（文書の様式等）

第2条 核燃料税の賦課徴収に関する次の表の左欄に掲げる文書の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。

文 書 の 種 類	様 式
1 条例第9条第1項に規定する申告書及び当該申告書による申告に係る条例第10条第2項に規定する修正申告書	核燃料税価額割 申告書 修正申告書 (第1号様式)
2 条例第9条第2項に規定する申告書及び当該申告書による申告に係る条例第10条第2項に規定する修正申告書	核燃料税出力割 申告書 修正申告書 (第2号様式)
3 条例第11条に規定する更正又は決定の通知書	核燃料税 価額割 出力割 更正（決定）通知書（第3号様式）

2 前項に定めるもののほか、核燃料税の賦課徴収についての手続及び文書の様式は、島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の定めるところによる。この場合において、同規則第5条第1項中「又はこの規則」とあるのは「、島根県核燃料税条例（令和元年島根県条例第9号）、この規則又は島根県核燃料税条例施行規則（令和2年島根県規則第13号）」と、同規則第7条第1項中「条例第5条」とあるのは「島根県核燃料税条例第12条の規定により読み替えられた条例第5条」とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)



※ 処 理 事 項	発信年月日		精査検算	訂正通知
	通信日付印	確認印		
	.	.		

申告書 核燃料税価額割 修正申告書					
年 月 日		原子炉設置者の所在地			
県民センター所長 様		原子炉設置者の名称 及び代表者氏名		㊥	
		この申告の担当部課名 及び担当者氏名		(電話番号)	
区 分		課 税 標 準 額	税 率	税 額	
申 告 納 付 額	申告又は 修正申告額	条例第4条第2項 第1号の場合	千円	$\frac{17}{100}$	円
		上記以外の場合	千円	$\frac{8.5}{100}$	円
		合 計 ①	千円	/	円
	①のうち既に納付の確定した額 ②		千円	/	円
	差 引 増 差 額 ①-②		千円	/	円
	納 付 予 定 年 月 日		年 月 日		

備考

- 1 この申告書は、発電用原子炉ごとに記載してください。
- 2 ※印欄は、記載しないでください。
- 3 この申告書には、第1号様式付表を添付してください。
- 4 「申告納付額」欄の「課税標準額」欄は、千円単位で記載し、千円未満の端数は切り捨ててください。
- 5 「申告納付額」欄の「①のうち既に納付の確定した額②」欄は、この申告が条例第10条第2項の規定による修正申告である場合に、当初の申告書に記載した額を記載してください。

第1号様式付表

価額割の課税標準に関する明細書

発電用原子炉の所在地及び名称					
発電用原子炉への核燃料の挿入年月日				年 月 日 (条例第4条第2項第 号該当)	
課税対象となる核燃料(新規挿入分)				課税対象とならない核燃料体数 ③	装荷核燃料の合計体数 ①+③
体数 ①	単価 ②	取得価額 (課税標準額) ①×②	重量		
体	円/体	円	gu		
計		計	計	体	体

備考

- 「発電用原子炉への核燃料の挿入年月日」欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる日を記載し、当該記載した年月日を確認することのできる書類の写しを添付してください。
 - 発電用原子炉設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)の規定による使用前事業者検査に係る原子力規制委員会の確認を受けた日又は電気事業法(昭和39年法律第170号)の規定による使用前検査に合格した日のいずれか遅い日(条例第4条第2項第1号該当)
 - 発電用原子炉について法令の定めによる定期事業者検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該発電用原子炉の定期事業者検査が終了した日(条例第4条第2項第2号該当)
 - その他の場合 核燃料の装荷が終了した日(条例第4条第2項第3号該当)
- 「課税対象となる核燃料(新規挿入分)」欄は、条例第4条第2項の規定により、同項各号に掲げる年月日に挿入があったとされる核燃料のうち、当該年月日前に挿入があったとされる核燃料(再挿入分)以外のものを単価ごとに記載してください。
- 「課税対象とならない核燃料体数③」欄は、再挿入分及び挿入があったとはされない核燃料(炉内にあり入替えのなかったもの)の体数を記載してください。

第2号様式（第2条関係）



※ 処 理 事 項	発信年月日		精査検算	訂正通知
	通信日付印	確認印		
	・	・		

核燃料税出力割 申告書 修正申告書				
年 月 日	原子炉設置者の所在地			
県民センター所長 様	原子炉設置者の名称 及び代表者氏名	㊞		
	この申告の担当部課名 及び担当者氏名	(電話番号)		
区 分	課税標準たる熱出力	税 率	税 額	
申告納付額	申告又は修正申告額は ①	千kW		円
	①のうち既に納付の確定した額 ②	千kW	/	円
	差引増差額は ①-②	千kW	/	円
	納付予定年月日	年 月 日		

備考

- 1 ※印欄は、記載しないでください。
- 2 この申告書には、第2号様式付表を添付してください。
- 3 「申告納付額」欄の「課税標準たる熱出力」欄は、千キロワット単位で記載し、千キロワット未満の端数は切り捨ててください。
- 4 「申告納付額」欄の「①のうち既に納付の確定した額②」欄は、この申告が条例第10条第2項の規定による修正申告である場合に、当初の申告書に記載した額を記載してください。

第2号様式付表

出力割の課税期間及び課税標準に関する明細書

発電用原子炉の所在地及び名称				
課税期間		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
課 税 標 準 の 計 算	熱出力 ①	千kW	千kW	千kW
	課税期間の月数 ②	月	月	月
	課税標準たる熱出力 ①×②/3	千kW	千kW	千kW
	課税標準の計算を行う原因			

備考


- 「熱出力」欄は、条例第6条第1項に規定する熱出力を記載してください。また、千キロワット未満の端数は、切り捨ててください。
- 発電用原子炉ごとの熱出力が確認できる書類を添付してください。なお、熱出力が前回の申告と同じ場合は、添付を省略することができます。また、発電用原子炉について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定により、熱出力の変更の許可を受けた場合は、当該変更後最初の申告の際、当該変更後の熱出力を確認することのできる書類の写しを添付してください。
- 「課税期間の月数」欄は、条例第6条第4項に規定する月数を記載してください。
- 「課税標準たる熱出力」欄の記載については、千キロワット未満の端数は切り捨ててください。
- 「課税標準の計算を行う原因」欄は、条例第5条第2項各号に該当する場合に記載してください。
- 条例第5条第2項各号に該当する場合は、原子炉等規制法の規定による使用前事業者検査に係る原子力規制委員会の確認を受けた日若しくは電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定による使用前検査に合格した日のいずれか遅い日（条例第4条第2項第1号該当）又は原子炉等規制法第43条の3の34第2項に規定する廃止措置計画の認可を受けた日を確認することのできる書類の写しを添付してください。

第3号様式（第2条関係）

（表）

第 号
年 月 日

様

県民センター所長 

核燃料税 価額割 出力割 更正（決定）通知書

次のとおり課税標準及び税額の更正（決定）並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納付してください。不足税額に対する延滞金の計算方法は、裏面のとおりです。

発電用原子炉の所在地及び名称							
発電用原子炉への核燃料の挿入年月日		年 月 日（条例第4条第2項第 号該当）					
課 税 期 間		年 月 日から 年 月 日まで					
申告期限	年 月 日	申告書・修正申告書提出年月日			年 月 日		
区 分		課税標準額又は課税標準たる熱出力		税率	税 額		
更正（決定）額 ①		千円・kW			円		
①のうち既に納付の確定した額 ②					円		
差引過不足額 ①-②					⑦ 円		
加算金に関する事項	区 分	基本税額	乗 率	加算金額	左のうち既に決定した額	差引今回決定する額	
	過少申告加算金	対象不足金額等	円	$\frac{10}{100}$	円		
		加算対象金額等	円	$\frac{5}{100}$	円		
		計			円	円	円
	不申告加算金	対象基本税額	円	$\frac{100}{100}$	円		
		加算対象税額	円	$\frac{5}{100}$	円		
		計			円	円	円
重加算金		円	$\frac{100}{100}$	円	円	円	
計				円	円	⑧ 円	
この通知書により納付すべき税額等				⑦+⑧		円	
上記の税額等の納期限				年 月 日			
更正（決定）の理由	1 地方税法第276条第1項の規定による。 2 地方税法第276条第2項の規定による。 3 地方税法第276条第3項の規定による。 4 地方税法第278条第1項の規定による。 5 地方税法第278条第2項の規定による。 6 地方税法第278条第3項の規定による。 7 地方税法第278条第4項の規定による。 8 地方税法第279条第1項の規定による。 9 地方税法第279条第2項の規定による。						

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(裏)

延滞金の計算方法

1 延滞金は、次の算式により計算してください。

(1) 不足税額の納期限まで又は不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までに納付される場合

$$\text{不足税額} \times 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数}}{365}$$

(2) 不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日後に納付される場合

$$\text{不足税額} \times \left\{ 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から不足税額の納期限までの期間及び不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数(A)}}{365} + 0.146 \right. \\ \left. \times \frac{\text{申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数} - (A)}{365} \right\}$$

2 0.146（年14.6%の割合）及び0.073（年7.3%の割合）は、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、0.146（年14.6%の割合）にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、0.073（年7.3%の割合）にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超えるときは、年7.3%の割合）になります。

3 不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算してください。また、不足税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。

4 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

島根県産業廃棄物減量税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第14号

島根県産業廃棄物減量税条例の施行期日を定める規則

島根県産業廃棄物減量税条例（令和元年島根県条例第10号）の施行期日は、令和2年4月1日とする。

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第15号

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、島根県産業廃棄物減量税条例（令和元年島根県条例第10号。次条を除き、以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（課税免除）

第2条 島根県産業廃棄物減量税条例第5条第1号に規定する規則で定める産業廃棄物は、市町村（市町村の組合を含む。）の条例により搬入を認められている産業廃棄物のうち、その処理に要する費用を徴収されないものをいう。

（課税標準の端数計算）

第3条 産業廃棄物減量税の課税標準である産業廃棄物の重量は、その重量に1,000分の1トン未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（条例第6条の規則で定める要件）

第4条 条例第6条の規則で定める要件は、産業廃棄物の容量の計測が可能であることとする。

（換算して得た重量）

第5条 条例第6条の規則で定めるところにより換算して得た重量は、別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とする。

（特別徴収義務者の指定）

第6条 産業廃棄物減量税の課税地を管轄する県民センター（課税地が隠岐郡である場合にあっては、東部県民センター）の長（以下「所長」という。）は、条例第9条第2項の規定により産業廃棄物減量税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定したときは、産業廃棄物減量税特別徴収義務者指定通知書（第1号様式）により、これを通知するものとする。

（特別徴収義務者としての登録申請）

第7条 条例第10条第1項前段の規定により特別徴収義務者としての登録を申請しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに、産業廃棄物減量税特別徴収義務者登録申請書（第2号様式）により、所長に申請しなければならない。

(1) 条例第9条第1項に規定する特別徴収義務者 最終処分場において産業廃棄物の最終処分を業として開始しようとする日の5日前の日

(2) 条例第9条第2項に規定する特別徴収義務者 産業廃棄物減量税特別徴収義務者指定通知書を受け取った日から5

日を経過する日

- 2 条例第10条第1項後段の規定により登録した事項の変更を申請しようとする者は、当該変更があった日から5日以内に、産業廃棄物減量税特別徴収義務者変更登録申請書（第3号様式）により、所長に申請しなければならない。

（条例第12条第1項の担保の提供を免除する場合の要件等）

第8条 条例第12条第1項の規則で定める要件は、同条第2項の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前3年以内において産業廃棄物減量税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物減量税に係る徴収金の納入状況からみて当該徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物減量税を納入することが確実と認められることとする。

- 2 条例第12条第1項の規定により徴する担保の提供手続については、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の10の規定を準用する。

（最終処分場の設置等の届出）

第9条 条例第14条第1項の規定による届出をしようとする者（以下「納税者」という。）は、当該最終処分場における産業廃棄物の最終処分を開始しようとする日の5日前までに、最終処分場設置届出書（第4号様式）により、所長に届け出なければならない。届け出た事項に変更があった場合には、当該変更があった日から5日以内に、最終処分場変更届出書（第5号様式）により、所長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者について準用する。

（特別徴収義務等の消滅届）

第10条 特別徴収義務者及び納税者（以下「特別徴収義務者等」という。）は、最終処分場の埋立処分が終了し、又は最終処分場を譲り渡し、若しくは貸し付けたことにより、当該処分場における特別徴収義務又は納税義務が消滅したときは、その消滅した日から10日以内に産業廃棄物減量税特別徴収義務消滅届出書（第6号様式）又は産業廃棄物減量税納税義務消滅届出書（第7号様式）により所長に届け出なければならない。

（最終処分場の休止届）

第11条 特別徴収義務者等は、最終処分場を1月以上にわたって休止しようとするときは、その休止の日から10日以内に最終処分場休止届出書（第8号様式）により所長に届け出なければならない。

（納期限等の指定の通知）

第12条 所長は、条例第11条第2項又は第15条第2項の規定により別に納入又は納付に係る期間又は期限を指定したときは、産業廃棄物減量税納期限等指定通知書（第9号様式）により、これを特別徴収義務者等に通知するものとする。

（帳簿等への記載事項等）

第13条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の搬入年月日
- (2) 産業廃棄物の種類及び重量又は容量並びにそのうち条例第5条の規定により産業廃棄物減量税を課されない産業廃棄物の種類及び重量又は容量
- (3) 特別徴収義務者にあつては、産業廃棄物の最終処分の委託者の氏名又は名称及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第12条の3の規定により交付された産業廃棄物管理票の交付番号

（文書の様式等）

第14条 文書の様式は、産業廃棄物減量税の賦課徴収に関する次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる様式とする。

行 為 の 区 分	様 式
1 条例第10条第2項の規定による証票の交付	産業廃棄物減量税特別徴収義務者証票（第10号様式）
2 条例第11条第1項又は第15条第1項の規定による申告	産業廃棄物減量税納入（納付）申告書（第11号様式）
3 条例第12条第2項の規定による申請	産業廃棄物減量税徴収猶予申請書（第12号様式）

4 条例第12条第3項の規定により準用される地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条の2の2の規定による通知	産業廃棄物減量税徴収猶予(承認・不承認)通知書(第13号様式)
5 条例第13条第1項の規定による申請	産業廃棄物減量税還付・納入義務免除申請書(第14号様式)
6 条例第13条第3項の規定による通知	産業廃棄物減量税還付・納入義務免除(承認・不承認)通知書(第15号様式)
7 条例第16条第2項の規定による修正申告	産業廃棄物減量税修正申告書(第16号様式)
8 条例第17条の規定による通知	産業廃棄物減量税更正(決定)通知書(第17号様式)
9 法第20条の9の3第1項又は第2項の規定による請求	産業廃棄物減量税更正請求書(第18号様式)
10 法第20条の9の3第4項の規定による通知及び同項の規定による更正をする旨の通知	産業廃棄物減量税更正請求(承認・不承認)通知書(第19号様式)

- 2 前項に定めるもののほか、産業廃棄物減量税の賦課徴収についての手続及び文書の様式は、島根県県税条例施行規則(昭和51年島根県規則第16号)の定めるところによる。この場合において、同規則第5条第1項中「又はこの規則」とあるのは「、島根県産業廃棄物減量税条例(令和元年島根県条例第10号)、この規則又は島根県産業廃棄物減量税条例施行規則(令和2年島根県規則第15号)」と、同規則第7条第1項中「条例第5条」とあるのは「島根県産業廃棄物減量税条例第18条第1項の規定により読み替えられた条例第5条」とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

産 業 廃 棄 物 の 種 類	換算係数
1 燃え殻(廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する燃え殻をいう。)	1.14
2 汚泥(廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する汚泥をいう。)	1.10
3 廃油(廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する廃油をいう。)	0.90
4 廃プラスチック類(廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する廃プラスチック類をいう。)	0.35
5 紙くず(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第2条第1号に規定する紙くずをいう。)	0.30
6 木くず(廃棄物処理法施行令第2条第2号に規定する木くずをいう。)	0.55
7 繊維くず(廃棄物処理法施行令第2条第3号に規定する繊維くずをいう。)	0.12
8 動植物性残さ(廃棄物処理法施行令第2条第4号に規定する動物又は植物に係る固形状の不要物をいう。)	1.00
9 動物系固形不要物(廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に規定する獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物をいう。)	1.00
10 ゴムくず(廃棄物処理法施行令第2条第5号に規定するゴムくずをいう。)	0.52
11 金属くず(廃棄物処理法施行令第2条第6号に規定する金属くずをいう。)	1.13
12 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃棄物処理法施行令第2条第7号に規定するガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずをいう。)	1.00
13 鉱さい(廃棄物処理法施行令第2条第8号に規定する鉱さいをいう。)	1.93
14 がれき類(廃棄物処理法施行令第2条第9号に規定するコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。)	1.48
15 動物のふん尿(廃棄物処理法施行令第2条第10号に規定する動物のふん尿をいう。)	1.00
16 動物の死体(廃棄物処理法施行令第2条第11号に規定する動物の死体をいう。)	1.00

17 ばいじん（廃棄物処理法施行令第2条第12号に規定する集じん施設によって集められたばいじんをいう。）	1.26
18 廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定する廃棄物	1.00

備考 この表の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数とする。

第1号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

県民センター所長 印

産業廃棄物減量税特別徴収義務者指定通知書

島根県産業廃棄物減量税条例第9条第2項の規定により、産業廃棄物減量税の特別徴収義務者として指定したので、この通知書を受け取った日から5日以内に特別徴収義務者としての登録申請書を提出してください。

住 所 又 は 所 在 地		
氏 名 又 は 名 称		
産業廃棄物減量税 を徴収すべき最終 処分場（納入地）	所 在 地	
	名 称	
特別徴収義務者指定年月日		年 月 日
指 定 理 由		

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第2号様式（第7条関係）

産業廃棄物減量税特別徴収義務者登録申請書		
年 月 日	特別 徴 収 義 務 者	住所又は所在地
県民センター所長 様		氏名又は名称 ④ (電話)
島根県産業廃棄物減量税条例第10条第1項の規定により、産業廃棄物減量税の特別徴収義務者の登録を申請します。		
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地	
	名 称	
最終処分の開始予定年月日及び産業廃棄物処分業許可証の許可番号	開始予定年月日	年 月 日
	許 可 番 号	
最終処分場の産業廃棄物処理施設許可年月日及び許可番号	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	
重量計測の可否	可 } [計量計の最小目盛] 不可	
中間処理業実施の有無	有 無	
摘 要		

備考 産業廃棄物処分業許可証の写し（許可証の交付をまだ受けていない場合は、許可申請書の写しを添付し、許可証の交付後速やかに提出してください。）を添付してください。

第3号様式（第7条関係）

		徴収番号	
産業廃棄物減量税特別徴収義務者変更登録申請書			
年 月 日	特別 徴収 義務 者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話) ㊟
島根県産業廃棄物減量税条例第10条第1項の規定により、登録事項の変更を申請します。			
最終処分場の所在地及び名称		所 在 地	
		名 称	
変更 申請 事項	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 年 月 日		年 月 日	
理 由			

備考 産業廃棄物処分業の許可に係る事項に変更を生じた場合は、当該変更後の許可証の写しを添付してください。

第4号様式（第9条関係）

最終処分場設置届出書		
年 月 日	納 税 者	住所又は所在地
県民センター所長 様		氏名又は名称 (電話) ㊟
最終処分場の（設置・譲受け・借受け）をしたので、島根県産業廃棄物減量税条例（第14条第1項・第14条第2項の規定により準用される同条第1項）の規定により届け出ます。		
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地	
	名 称	
最終処分の開始予定年月日	開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
最終処分場の設置の場合にあっては、当該許可年月日及び許可番号	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	
最終処分場の譲受け又は借受けの場合にあっては、当該許可年月日及び許可番号	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	
重量計測の可否	可	〔計量計の最小目盛〕 不可
摘 要		

備考 産業廃棄物処理施設設置許可証の写し（許可証の交付をまだ受けていない場合は、許可申請書の写しを添付し、許可証の交付後速やかに提出してください。）を添付してください。

第5号様式（第9条関係）

		徴収番号	
最終処分場変更届出書			
年 月 日	納 税 者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話) ㊟
島根県産業廃棄物減量税条例（第14条第1項・第14条第2項の規定により準用される同条第1項）の規定により、届出事項の変更を届け出ます。			
最終処分場の所在地及び名称		所 在 地	
		名 称	
変更届出事項	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 年 月 日		年 月 日	
理 由			

備考 産業廃棄物処理施設設置の許可に係る事項に変更を生じた場合は、当該変更後の許可証の写しを添付してください。

第6号様式（第10条関係）

		徴収番号	
産業廃棄物減量税特別徴収義務消滅届出書			
年 月 日	特別 徴収 義務 者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話) ㊦
次の最終処分場についての特別徴収義務が消滅したので届け出るとともに、特別徴収義務者証票を返納します。			
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地		
	名 称		
特別徴収義務が消滅することとなった理由			
上記理由の発生年月日	年 月 日		
備 考			

第7号様式（第10条関係）

		徴収番号	
産業廃棄物減量税納税義務消滅届出書			
年 月 日	納 税 者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話) ㊦
次の最終処分場についての納税義務が消滅したので届け出ます。			
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地		
	名 称		
納税義務が消滅することとなった理由			
上記理由の発生年月日	年 月 日		
備 考			

第8号様式（第11条関係）

		徴収番号	
最終処分場休止届出書			
年 月 日	特別徴収義務者又は納税者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話) ㊟
次のとおり最終処分場を休止しますので届け出ます。			
最終処分場の所在地及び名称	所在地		
	名称		
休止予定期間	<p style="text-align: center;">年 月 日から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日まで</p>		
休止理由			
備考			

第9号様式（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

県民センター所長 印

産業廃棄物減量税納期限等指定通知書

島根県産業廃棄物減量税条例（第11条第2項・第15条第2項）の規定により、（徴収すべき産業廃棄物減量税の納入・産業廃棄物減量税の納付）の期間又は期限を次のとおり指定します。

	徴収番号	
期 間	年 月 日から	年 月 日まで
納 期 限	年 月 日	
指 定 の 理 由		

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式（第14条関係）

第 号
産 業 廃 棄 物 減 量 税 特 別 徴 収 義 務 者 証 票
島 根 県

注 材質はアルミ製とし、規格は縦10センチメートル、横20センチメートルとする。

第11号様式（第14条関係）

産業廃棄物減量税納入（納付）申告書

通信日付印	確認	入力	徴収番号
年 月 日	特別徴収義務者又は納税者	住所又は所在地	(電話) ㊦
		氏名又は名称	
	最終処分場	所在地	名 称
		名 称	
県民センター所長 様			
期 間	年 月 から 年 月 まで		
区 分	重 量 又 は 税 額		摘 要
課税対象産業廃棄物の重量 ①	. トン		
条例第5条の規定により課税免除される産業廃棄物の重量 ②	. トン		
課税標準たる重量 (①-②) ③	. トン		
③のうち特別徴収に係る重量 ④	. トン		
④に係る申告納入税額	円		
③のうち申告納付に係る重量 ⑤	. トン		
⑤に係る申告納付税額	円		

備考

- 「課税標準たる重量 (①-②) ③」欄は、1,000分の1トン未満を切り捨てて記載してください。
- この申告書には、付表を添付してください。

付表

特別徴収義務者（納税者）の氏名又は名称					徴収番号
区分	課税標準に関する明細書（ 年 月から 年 月まで）				摘要
	産業廃棄物の種類	容量① (m ³)	換算係数②	重量（換算重量 (①×②)) ③ (トン)	
課税標準となる搬入	燃え殻		1.14		
	汚泥		1.10		
	廃油		0.90		
	廃プラスチック		0.35		
	紙くず		0.30		
	木くず		0.55		
	繊維くず		0.12		
	動植物性残さ		1.00		
	動物系固形不要物		1.00		
	ゴムくず		0.52		
	金属くず		1.13		
	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		1.00		
	鋳さい		1.93		
	がれき類		1.48		
	動物のふん尿		1.00		
	動物の死体		1.00		
	ばいじん		1.26		
	廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定する廃棄物		1.00		
小計				←申告書③欄へ転記	
課税免除される搬入					
小計				←申告書②欄へ転記	
合計				←申告書①欄へ転記	

備考

- この付表は、第11号様式に添付してください。
- 「重量（換算重量（①×②））③」欄は、あらかじめ重量が判明している場合はその重量を記載し、容量から換算係数を用いて重量を算出する場合はその換算後の重量を記載してください。なお、重量（換算重量）は、1,000分の1トン未満を切り捨ててください。
- 「容量①」欄は、端数を処理しないで記載してください。

第12号様式（第14条関係）

		徴収番号	
産業廃棄物減量税徴収猶予申請書			
年 月 日	特別 徴収 義務 者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話) ㊟
島根県産業廃棄物減量税条例第12条第2項の規定により、徴収猶予の申請をします。			
申告対象年月	年 月 から 年 月 まで		
納 期 限	年 月 日		
申告納入に係る課税 標準量	. トン		
申告納入税額	円		
徴収猶予申請額	円		
徴収猶予申請理由			
徴収猶予申請期間	年 月 日から 年 月 日まで		
担保の種類及び価格			
摘 要			

備考 徴収猶予の申請理由が生じたことを証する書面を添付してください。

第13号様式（第14条関係）

第 号

年 月 日

様

県民センター所長 印

産業廃棄物減量税徴収猶予（承認・不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった産業廃棄物減量税の徴収猶予については、次のとおり（承認する・承認しない）こととしたので通知します。

		徴収番号
申告対象年月	年 月から 年 月まで	
納 期 限	年 月 日	
課 税 標 準 量	. トン	
申 告 税 額	円	
徴収猶予申請額	円	
徴収猶予承認額	円	
徴収猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで	
担 保 の 種 類		
不 承 認 理 由		
備 考		

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第14号様式（第14条関係）

		徴収番号			
産業廃棄物減量税還付・納入義務免除申請書					
年 月 日	特別 徴収 義務 者	住所又は所在地			
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話) ⑩		
島根県産業廃棄物減量税条例第13条第1項の規定により、次のとおり還付又は納入義務の免除を申請します。					
申 請 内 容	申告対象年月	納 期 限	課税標準量	税 額	
申告納入に係る申告額等	年 月 から 年 月 まで	年 月 日	. トン	円	
申告額のうち既に納入済みの税額	/			円	
申告額のうち納入義務免除申請額	/			円	
納入義務免除による還付税額	/			円	
申 請 理 由					
摘 要					

備考 還付又は納入義務の免除の申請理由が生じたことを証する書面を添付してください。

第15号様式（第14条関係）

第 号

年 月 日

様

県民センター所長 印

産業廃棄物減量税還付・納入義務免除（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物減量税の還付又は納入義務の免除については、次のとおり（承認する・承認しない）こととしたので、島根県産業廃棄物減量税条例第13条第3項の規定により通知します。

		徴収番号			
申 請 内 容	申告対象年月	納 期 限	課税標準量	税 額	
申 告 額 等	年 月 から 年 月 まで	年 月 日	. トン	円	
申告額のうち還付又は納入義務免除申請額				円	
還付又は納入義務免除額				円	
還付又は納入義務免除不承認の理由					

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第16号様式 (第14条関係)

産 業 廃 棄 物 減 量 税 修 正 申 告 書

		徴収番号	
年 月 日 県民センター所長 様	納 税 者	住所又は所在地	
		氏名又は名称	(電話) ⑩
	最終処分場	所 在 地	
		名 称	
期 間	年 月から 年 月まで		
区 分	課税標準たる重量		税 額
修 正 申 告 ①	. トン		円
当 初 申 告 ②	. トン		円
今回納付すべき税額 (①-②)	. トン		円

備考

- 1 「課税標準たる重量」欄は、1,000分の1トン未満を切り捨てて記載してください。
- 2 この申告書には、付表を添付してください。

付表

納税者の氏名又は名称		徴収番号			
区分	課税標準に関する明細書 (年 月から 年 月まで)				
	産業廃棄物の種類	容量① (m ³)	換算係数②	重量(換算重量 (①×②))③ (トン)	摘 要
課 税 標 準 と な る 搬 入	燃え殻		1.14		
	汚泥		1.10		
	廃油		0.90		
	廃プラスチック		0.35		
	紙くず		0.30		
	木くず		0.55		
	繊維くず		0.12		
	動植物性残さ		1.00		
	動物系固形不要物		1.00		
	ゴムくず		0.52		
	金属くず		1.13		
	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		1.00		
	鋳さい		1.93		
	がれき類		1.48		
	動物のふん尿		1.00		
	動物の死体		1.00		
	ばいじん		1.26		
	廃棄物処理法施行令第2条第13号に 規定する廃棄物		1.00		
小計					←申告書①欄へ転記
課 税 免 除 さ れ る 搬 入					
小計					
合計					

備考

- この付表は、第16号様式に添付してください。
- 「重量(換算重量(①×②))③」欄は、あらかじめ重量が判明している場合はその重量を記載し、容量から換算係数を用いて重量を算出する場合はその換算後の重量を記載してください。なお、重量(換算重量)は、1,000分の1トン未満を切り捨ててください。
- 「容量①」欄は、端数を処理しないで記載してください。

第17号様式（第14条関係）

（表）

第 号
年 月 日

様

県民センター所長 印

産業廃棄物減量税更正（決定）通知書

次のとおり課税標準たる重量及び税額の更正（決定）並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納入（納付）してください。不足金額に対する延滞金の計算方法は、裏面のとおりです。

更正（決定）対象	年 月から 年 月まで	徴 収 番 号					
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日		年 月 日			
区 分	課 税 標 準 たる 重 量		税 額				
更正（決定）額 ①	. トン		円				
①のうち既に納入（納付）の確定した額 ②	. トン		円				
差引過不足額 ①－②			(ア) 円				
加算金に関する事項	区 分	基本税額	乗率	加算金額	左のうち既に決定した額	差引今回決定する額	
	過少申告加算金	対象不足金額等	円 $\frac{10}{100}$	円			
		加算対象金額等	円 $\frac{5}{100}$	円			
		計			円	円	円
	不申告加算金	対象基本税額	円 $\frac{\quad}{100}$	円			
		加算対象税額	円 $\frac{5}{100}$	円			
		計			円	円	円
重 加 算 金	円 $\frac{\quad}{100}$	円	円	円	円		
計			円	円	(イ) 円		
この通知書により納入（納付）すべき税額等 (ア) + (イ)					円		
上記の税額等の納期限			年 月 日				
更正（決定）の理由	地方税法第 条の 第 項の規定による。						

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(裏)

延滞金の計算方法

1 延滞金は、次の算式により計算してください。

(1) 不足税額の納期限まで又は不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までに納入（納付）される場合

$$\text{不足税額} \times 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入（納付）の日までの期間の日数}}{365}$$

(2) 不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日後に納入（納付）される場合

$$\text{不足税額} \times \left\{ 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から不足税額の納期限までの期間及び不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数 (A)}}{365} + 0.146 \right. \\ \left. \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入（納付）の日までの期間の日数} - (A)}{365} \right\}$$

2 0.146（年14.6%の割合）及び0.073（年7.3%の割合）は、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、0.146（年14.6%の割合）にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、0.073（年7.3%の割合）にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超えるときは、年7.3%の割合）になります。

3 不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算してください。また、不足税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。

4 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

第18号様式（第14条関係）

		徴収番号		
産業廃棄物減量税更正請求書				
年 月 日	請 求 者	住所又は所在地		
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話) ㊦	
最終処分場の所在地及び 名称	所 在 地			
	名 称			
地方税法第20条の9の3第 項の規定により、次のとおり更正の請求をします。				
更正の請求対象年月	年 月から 年 月まで（申告納入分・申告納付分）			
税 額 等		更正の請求前	更正の請求後	差引更正の請求額等
	課 税 標 準 量	. トン	① . トン	. トン
	税 額	円	円	円
地方税法第20条の9の3 第1項の法定納期限の翌 日又は同条第2項各号の 期間の起算日	年 月 日 (地方税法第20条の9の3第 項第 号該当)			
更正請求の理由、請求するに至った事情の詳細その他参考となる事項				

備考

- 「更正の請求対象年月」欄は、申告対象月を記載し、括弧内の申告納入分・申告納付分のいずれかに○印を付けてください。
- この請求書には、付表を添付してください。

付表

特別徴収義務者（納税者）の氏名又は名称		徴収番号			
区分	課税標準に関する明細書（ 年 月から 年 月まで）				
	産業廃棄物の種類	容量① (m ³)	換算係数②	重量（換算重量 （①×②））③ (トン)	摘 要
課税標準となる搬入	燃え殻		1.14		
	汚泥		1.10		
	廃油		0.90		
	廃プラスチック		0.35		
	紙くず		0.30		
	木くず		0.55		
	繊維くず		0.12		
	動植物性残さ		1.00		
	動物系固形不要物		1.00		
	ゴムくず		0.52		
	金属くず		1.13		
	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		1.00		
	鋳さい		1.93		
	がれき類		1.48		
	動物のふん尿		1.00		
	動物の死体		1.00		
	ばいじん		1.26		
	廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定する廃棄物		1.00		
小計				←更正請求書①欄へ転記	
課税免除される搬入					
小計					
合計					

備考

- この付表は、第18号様式に添付してください。
- 「重量（換算重量（①×②））③」欄は、あらかじめ重量が判明している場合はその重量を記載し、容量から換算係数を用いて重量を算出する場合はその換算後の重量を記載してください。なお、重量（換算重量）は、1,000分の1トン未満を切り捨ててください。
- 「容量①」欄は、端数を処理しないで記載してください。

第19号様式（第14条関係）

第 号

年 月 日

様

県民センター所長 印

産業廃棄物減量税更正請求（承認・不承認）通知書

年 月 日付けの産業廃棄物減量税の更正の請求については、次のとおり（承認する・承認しない）こととしたので、通知します。

		徴収番号		
最終処分場の所在地及び名称	所在地			
	名称			
更正の請求対象年月	年 月から 年 月まで（申告納入分・申告納付分）			
税額等		更正の請求前	更正の請求後	差引更正の請求額等
	課税標準量	. トン	. トン	. トン
	税額	円	円	円
不承認の理由				

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。